

平成 30 年 3 月 29 日  
高齢施策担当部高齢者支援課

## 練馬区地域包括支援センター運営方針について

### 1 作成目的

地域包括支援センターを社会福祉法人等に委託する場合は、介護保険法により、事業の実施に係る方針を示すこととされている。(介護保険法第 115 条の 47)

平成 30 年度の地域包括支援センターの運営体制見直しに当たり、25 か所のセンターが公正・中立かつ適正な事業の実施が行われるよう、「練馬区地域包括支援センター運営方針(以下「運営方針」という。)」を作成する。

### 2 運営方針の構成

運営方針に規定すべき内容は、介護保険法施行規則(以下「施行規則」という。)第 140 条の 67 の 2 に規定されている。区では、これに練馬区のセンターの運営体制を追加し、9 項目で構成する。

#### 【項目名】

- 1 練馬区地域包括支援センターの運営体制
- 2 練馬区地域包括ケアシステムの構築方針
- 3 地域包括支援センター担当区域のニーズに応じた事業の実施
- 4 介護事業者、医療機関、民生委員等とのネットワーク構築の方針
- 5 介護予防ケアマネジメントの実施方針
- 6 ケアマネジメント支援の実施方針
- 7 地域ケア会議の運営方針
- 8 庁内関係機関との連携方針
- 9 公正性および中立性確保のための方針